

国务院の「第 13 次五カ年計画」国家高齢者事業発展

及び養老体系の構築計画の印刷配布に

関する通知

国発〔2017〕13号

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

各省、自治区及び直轄市の人民政府、国务院の各部及び委員会、各直属機関

ここに「『第 13 次五カ年計画』国家高齢者事業発展及び養老体系の構築計画」を印刷配布する。真摯に徹底、執行されたい。

国务院

2017年2月28日

「第 13 次五カ年計画」国家高齢者事業発展

及び養老体系の構築計画

人口高齢化への対応を積極的に展開し、高齢者事業を推進し持続可能な発展と全面的に調和させ、養老体系を充実させるため、「中華人民共和國高齢者權益保障法」及び「中華人民共和國国民經濟及び社会發展第 13 次五カ年計画綱要」に基づき、本計画を策定する。

第一章 計画の背景

第一節 「第 12 次五カ年計画」期の業績

「第 12 次五カ年計画」期に中国の高齢者事業と養老体系の構築は急速な発展を遂げた。「中国高齢者事業発展「第 12 次五カ年計画」」、「社会養老サービス体系構築計画（2011-2015 年）」で確定した目標及び任務は基本的に達成された。高齢者の權益保障及び養老サービス業の發展等の面での法規・施策も常に改善されている。基本的な養老、基本的な医療の保障のカバー範囲は絶えず拡大しており、保障水準は年々向上している。在宅を基礎に、社区（コミュニティー）を拠り所にし、介護施設を補助とし、医療と結合した養老サービス体系がほぼ構築され、養老ベッド数は 672 万 7,000 床に達した。高齢者が住みやすい環境づくりを持続的に推進し、高齢者の社会参加環境も最適化されつつある。高齢者の文化、スポーツ及び教育事業が急速に發展し、高齢者の精神・文化生活は日に日に豊かになっている。高齢者優待プログラムは多様化し範囲も大幅に広がり、敬老・養老・高齢者支援の社会的気運が日に日に高まり、高齢者の受益感と幸福感は明らかに強まっている。

コラム1 「第12次五カ年計画」期間の高齢者事業発展 及び養老体系構築の主な指標の達成状況			
主要指標	達成状況	予想目標	達成率 (%)
都市部労働者の基本養老保険加入者数 (億人)	3.54	3.57	99
都市部・農村部住民の基本養老保険加入者数 (億人)	5.05	4.5	112
企業定年退職者の社会化管理割合 (%)	81.1	80	101
定年退職者の養老年金待遇の年平均増加率 (%)	10.7	7	152
農村五保 (訳注: 衣・食・住・医療・葬儀を保障する福祉制度) 扶養の平均標準年平均成長率 (%)	15.3	7	219
都市部・農村部住民の基本医療保険加入者数 (億人)	13.3	13.2	101
高齢者1,000人あたりの養老ベッド保有数 (床)	30.3	30	101
高齢者向け基層法的支援カバー範囲 (%)	98	75	131
高齢者協会の都市部・農村部社区での創設率 (%)	81.9	87.5	94
高齢者教育参加率 (%)	3.5	5	70
高齢者ボランティア登録者の割合 (%)	10	10	100

第二節 「第13次五カ年計画」期の情勢

「第13次五カ年計画」期間は中国の小康社会 (ゆとりある社会) の全面的実現の成否を左右する段階であり、中国の高齢者事業改革の発展及び養老体系構築にとって重要な戦略的好期でもある。

しかし、情勢は厳しい。2020年までに、全国の60歳以上の高齢者人口が2億5,500万人前後まで増加し、総人口に占める割合が17.8%前後に達する見込みである。後期高齢者の数は2,900万人前後に増加し、独居及び空巢老人 (訳注: 原文「空巢老年人」、子供たちが独立し一人または夫婦のみで生活する高齢者) は1億1,800万人前後まで増加し、高齢者扶養割合は28%前後まで上昇する。高齢者に用いられる社会保障支出は増加の一途を辿るであろう。農村の実際の居住人口の高齢化率は恐らくより深刻なものとなるであろう。

現状での課題は、高齢者に関する法規・施策の系統性、協調性、的確性及び操作性の強化が待たれることである。更に、高齢者事業発展及び養老体系構築において、都市部・農村部、地域によってばらつきがある。養老サービスが効果的に供給されていないことに加え、その品質・収益の低さ、人材不足も深刻である。高齢者向け用品市場の需給の不均衡も目立つ。高齢化問題への取組体制・メカニズムが整備されておらず、社会参加が十分とは言えず、社会基層における基盤が脆弱である。

一方で有利な条件は、党中央及び国務院が高齢者事業発展及び養老体系の構築を重視しており、「第13次五カ年計画」綱要で人口高齢化への対応を明確に要求していることである。更に、経済・社会の安定的且つ健康的な発展、サプライサイド構造改革の推進の加速、公共サービス及び民生保障能力の継続的増強、技術イノベーション

ョンの成果の普及・応用の加速、生産年齢人口が充足している状態が続いていること、社会の高齢者事業への参加の積極性が絶えず高まっていることである。

「第13次五カ年計画」国家高齢者事業発展及び養老体系の構築計画の策定・実施は、党中央及び国務院の人口高齢化への積極的対応に関する意思決定・構想を徹底遂行する上での重要な措置であり、民生の保障及び改善、高齢者の参加感、受益感及び幸福感の増強、小康社会の全面的実現という努力目標にとって重要な戦略的意義を有している。

第二章 指導理念、基本原則及び発展目標

第一節 指導理念

中国の特色ある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、中国共産党第18次全国代表大会及び第18期中央委員会第三回、第四回、第五回及び第六回全体会議の精神を徹底し、習近平総書記の一連の重要談話の精神と国政運営の新理念・新思想・新戦略を根底から貫徹する。党中央及び国務院の意思決定・構想を真摯に遂行し、「五位一体（訳注：経済建設・政治建設・文化建設・社会建設・生態文明建設）」の全体配置を統合的に推進し、「四つの全面（訳注：小康社会の全面的実現、改革の全面的深化、国家統治の全面的法治化、党内統治の全面的厳格化）」の戦略配置を一元的に計画、推進し、イノベーション、協調、グリーン、開放、共有という発展理念を確立する。党委員会の指導、政府の主導、社会全体の参加、国民全体での行動を堅持し、社会全体による人口高齢化への積極的対応についての各方面での取組みを強化し、高齢化施策・制度の整備に力を入れ、高齢者の民生保障とサービス提供を強化し、高齢者が積極的な役割を果たせるよう、高齢者事業発展及び養老体系の構築を支える条件の改善に力を入れ、小康社会の全面的実現という新たな成果を全ての高齢者が享受できるようにする。

第二節 基本原則

人間本位、共に築き共に分かち合う。高齢者の民生の保障と改善を堅持し、高齢者の福祉を段階的に促進し、親孝行、敬老・養老及び高齢者支援という優れた伝統文化を力強く発揚し、高齢者の社会発展への参加、民間レベルでの高齢者事業発展への参加及び養老体系構築により多くの良質な支援を提供し、年齢を問わず、人々が共に築き共に分かち合う。

全ての不備を解消し品質及び効果を向上させる。問題志向を堅持し、品質・効果・利益を重視し、基本と最低ラインを守ること、不備の解消、構造の調整を重視し、社会保障制度体系を改善、充実させるとともに、リソースの合理的で最適化された配置を促進し、脆弱プロセスを強化し、投資への注力を拡大することで、高齢者向けの基本的公共サービスが効果的に提供されるよう保障する。

改革・イノベーションを通して活力を刺激する。政府による誘導、市場による駆動を堅持し、「簡政放権（訳注：中央政府機構をスリム化して、権限を地方行政部門等に委譲すること）」を深化させ、管理を強化・合理化し、サービス改革を最適化する。政府の法に基づく職務履行能力を絶えず増強し、統一的且つ開放的で秩序ある競争による市場システムを形成し、公正な競争を保障し、商業・経営環境を改善し、起業及びイノベーションを

支援し、市場の活力を刺激する。

統一的計画と各方面への配慮による協調的発展を実現する。人口高齢化への対応と経済社会の発展の結合を堅持し、高齢者事業発展及び養老体系の構築における都市と農村の協調、地域間の協調、政府事業と産業の協調、高齢者の経済的保障、サービス保障と精神的な思いやりケア等の制度づくりを統一的に計画し確実に行うことで、協調的で持続可能な発展を実現する。

第三節 発展目標

2020年までに高齢者事業の全体的発展レベルを大幅に引き上げ、養老体系を改善、充実させ、人口高齢化に適時に科学的且つ総合的に対応するための社会的基盤をより堅固なものとする。

複数の支柱、全面的カバー、より公平、より持続可能な社会保障体系を充実させる。都市部労働者と都市部・農村部住民の基本養老保険加入率90%を達成し、基本医療保険加入率は95%以上で安定させ、社会保険、社会福祉及び社会救済等の社会保障制度と公益慈善事業を効果的に連携させ、高齢者の基本的な生活、基本的な医療、基本的な看護等のニーズを適切に保障する。

在宅を基礎に、社区を拠り所にし、介護施設を補助とし、医療と結合した養老サービス体系を充実させる。養老サービスの供給能力の大幅な向上、品質の顕著な改善、構造の更なる合理化、複数レベルにおける多様化された養老サービスの利便性とアクセシビリティ（訳注：中国語「可及」、利用のしやすさや入手の容易さを指す）の更なる向上を目指す。政府の運営する養老ベッドの割合が50%を上回らず、介護型養老ベッドの割合が30%を下回らないようにし、65歳以上の高齢者の健康管理率70%を達成する。

政府と市場が自らの役割を十分に果たせる制度体系を充実させる。高齢者事業発展及び養老体系構築の法治化、情報化、標準化及び規範化水準を大幅に高める。政府の職能の転換、「放・管・服（訳注：権限の地方行政への譲渡、監督管理の適正化、サービス水準向上の3つの方針）」改革、行政機能の向上により確かな成果を上げる。市場の活力と社会の創造力が十分な刺激を受け、養老サービス及び製品の供給主体がより多元化し、内容もより豊かになり、品質が一層向上し、信用を核心とする新しいタイプの市場監督管理メカニズムの確立、整備を目指す。

高齢者事業発展と養老体系の構築に友好的な社会環境をつくる。社会全体が人口高齢化に積極的に対応するよう、高齢者事業発展及び養老体系の構築を自発的に支援する意識及び願望を強化し、敬老、養老、高齢者支援の社会的気運を高める。安全、グリーン、便利、快適な高齢者が住みやすい環境づくりを確実に推進し、高齢者の文化・スポーツ・教育事業を一層繁栄、発展させ、高齢者の合法的權益を確実に保護し、高齢者が社会発展に参与する条件を継続的に改善する。

コラム2 「第13次五カ年計画」期における中国の高齢者事業発展及び養老体系構築の主な指標		
分類	指標	目標値
社会保障	基本養老保険加入率	90%達成

	基本医療保険加入率	95%以上で安定
養老サービス	政府運営の養老ベッドの割合	50%を上回らない
	介護型養老ベッドの割合	30%を下回らない
健康サポート	高齢者のヘルスリテラシー	10%まで引き上げ
	二級以上の総合病院の高齢疾患科の設置割合	35%以上
	65歳以上の高齢者の健康管理率	70%達成
精神・文化生活	高齢者学校設立済みの郷・鎮（街道）の割合	50%達成
	教育活動に継続的に参加する高齢者人口の割合	20%以上
社会参加	高齢者ボランティア登録者数の割合	12%達成
	都市部・農村部社区基層の高齢者協会のカバー率	90%以上
経費投入の保障	福祉宝くじ公益金が養老サービス業に用いられる割合	50%以上

第三章 社会保障体系の改善・充実

第一節 社会保険制度

養老保険制度を充実させる。基本養老保険制度を整備、改革する総合プランを策定する。「社会統籌」（訳注：社会保険基金の統一徴収、統一管理）と個人口座を結び付けた基本養老保険制度を整備し、職業年金、企業年金、並びに個人貯蓄性養老保険及び商業保険を含む多層的養老保険体系を構築する。個人課税繰延型商業養老保険のパイロット事業を推進する。基本養老年金の合理的調整メカニズムを確立し、定年退職者の基本養老年金基準を適切に引き上げる。社会保障管理体制と取扱いサービス体系の充実を加速する。より利便性のある養老保険の移転・接続メカニズムを確立する。

医療保険制度を整備する。安定的で持続可能な資金調達及び清算割合調整メカニズムを構築し、費用納付・保険加入施策を整備する。基本医療保険全国ネットワークと地域外診療決済の推進を加速し、省外・地域外に居住する定年退職者の入院費用の直接決算を実現する。条件を満たす地域では、基本的治療性リハビリテーション補助器具の規定に基づく基本医療保険支払範囲への組入れを検討するよう奨励する。都市部・農村部住民大病医療保険制度（訳注：高額医療費をカバーする保険制度で、市場メカニズムの導入や一部民間資本の参入を特徴とする）を整備する。補充医療保険及び商業健康保険、高齢者傷害保険の発展を奨励する。

長期介護保険制度の確立を模索する。長期介護保険パイロット事業を展開する地区は施策を統一的に計画し、長期介護保険と重度身体障害者介護手当、経済的に困難な要介護高齢者の介護手当等の福祉性介護手当項目との統合・連携を確実にを行い、リソース配置の効率・効果・利益を高める。商業保険会社が人々のニーズに合致する長期介護保険商品及びサービスを開発することを奨励し、高齢者の長期介護への多様化されたニーズに応える。

第二節 社会福祉制度

高齢者のケアサービスプロジェクトの実施、地方によるケアサービスプロジェクトの充実、ケアサービス提供

方法のイノベーション及び最適化を実現する。特殊・困難高齢者（訳注：60歳以上の独居、独り身、高齢、重病、障害者、経済的困窮等の高齢者）の養老サービスのニーズへの対応に力を入れ、誰もが基本的養老サービスを享受できるようにする。経済的に困難な後期高齢者、要介護高齢者に対する手当制度を全国範囲で基本的に構築する。経済的に困難な高齢者に対し、地方の各級人民政府は養老サービス手当の支給を段階的に実施する。農村の計画出産家庭の報奨金・扶助及び特別扶助制度を整備する。

第三節 社会救济制度

条件に適合する全ての高齢者が、規定に基づき最低限の生活保障、特殊・困窮高齢者救济・扶養等の社会救济制度の保障範囲に組み入れられることを保障する。医療救济制度を整備し、重特大疾病（訳注：悪性腫瘍、心臓疾患など20種以上に及ぶ）医療救济を全面的に展開し、低収入家庭の高齢者を段階的に救济範囲に組み入れる。臨時救济制度を整備して、高齢者の「救急難」に対する取組みを強化し、浮浪者・物乞い、被遺棄者等、生活手段を持たない高齢者を規定に基づき救济する。農村の最低限の生活保障と貧困扶助開発施策との効果的な連係に関する施策要求を遂行し、現行貧困扶助基準下での農村貧困高齢者の貧困脱却の実現を保障する。

第四節 公益慈善事業

高齢者に向けた募金・寄贈、ボランティアサービス、慈善信託、安全知識教育、救急技能研修、突発事故防止等の多様な形式による公益慈善活動を奨励する。法律に基づき、公益慈善組織及び公益慈善活動に対する扶助及び監督管理を強化し、公益慈善を名目として実施される高齢者の合法的權益の侵害等の法規違反行為及び公序良俗違反行為を法に基づき速やかに調査・処分する。民政部門と公益慈善組織、社会サービス機構の間の情報共有と活動の連携を強化し、政府による救济と社会的な扶助との有機的結合を実現する。

第四章 養老サービス体系の整備

第一節 在宅社区養老サービスの基礎固め

在宅社区養老サービスを力強く発展させる。家庭養老を支援する施策体系を段階的に確立し、成年子女と高齢父母との共同生活を支援し、扶養義務及びケア責任の負担を支援する。都市部・農村部の社区による独居・空巢老人家庭への定期訪問・巡回を支援し、高齢者の実際の困難の解決を助ける。都市部・農村部社区の需要と供給のマッチング、サービスの誘導等を支援し、在宅養老サービス情報の収集を強化し、社区のデイケアセンター等の養老サービス機関が社区総合サービス施設及び社区公共サービス総合情報プラットフォームを軸にサービスモデルをイノベーションし、品質・効率を向上させ、高齢者に緻密でカスタマイズされた専門的サービスを提供するよう誘導していく。高齢者の社区・近隣での互助養老への参加を奨励する。条件を満たす社区での身体障害、要介護、後期高齢者等の高齢者家庭への扶助を後押しし、高齢者の生活上の特徴と安全ニーズに適応した家庭住宅の内装、家庭施設、補助設備等の建設、配備、改修作業の展開を奨励し、なかでも経済的に困難な高齢者家庭に対しては適切な補助を与える。政府によるサービス調達を強力に推進し、専門化された在宅社区養老施設の発展を後押しする。

社区养老服务设施的建設を強化する。都市部・農村部の社区养老服务设施を統一的に計画し、新設市街地及び新設居住区（団地）は要求に従い养老服务设施を付設し、旧市街地及び完成済みの居住区（団地）に养老服务设施がない場合又は既存施設が計画の要求に達していない場合、購入、置換、リース等の方式で建設する。社区养老服务设施と社区综合服务设施の統合的利用を強化する。社区养老服务设施でのリハビリテーション・介護のための施設・設備及び器材の配備を支援する。条件を満たす社区では委託管理等の方式により、社区养老服务设施を無償又は低額で専門的在宅社区养老服务プロジェクト団体に運営を委託することを奨励する。

コラム3 在宅社区养老服务プロジェクト

都市部・農村部の社区公共サービス総合情報プラットフォームを軸に、要介護、独居、空巢老人を重点として在宅社区养老服务情報プラットフォーム、呼び出しサービスシステム及び緊急救援サービスメカニズムを統合的に確立し、养老服务设施及び組織による在宅高齢者への食事介助、清掃介助、外出介助、入浴介助、医療介助及びデイケア等のサービスの提供に便宜を図る。

「インターネットプラス」型介護（訳注：要介護者の健康・行動管理やケアの一部をインターネット経由で行う介護方式）プロジェクトを実施する。社区、养老服务機関、社会組織及び企業によるモノのインターネット、モバイルネットワーク及びクラウドコンピューティング、ビッグデータ等の情報技術を利用し、スマート端末及び在宅社区养老服务情報プラットフォーム、情報システム、アプリケーションソフト、WeChat 公式アカウント等の開発・応用により、遠隔リマインダー及び遠隔制御、自動警報及び自動処置、動的モニタリング及び記録等の機能を重点的に拡張し、データインターフェースを規範化することにより、バーチャル老人ホームを建設する。

第二節 养老服务设施の品質・効率の向上

公設公営养老服务设施改革を加速する。社会に向けた养老服务提供を行うことを条件とした公設养老服务设施を、企業又は「公建民営」（訳注：施設は中央・地方政府が新しく作るものの、運営は民間業者に委託すること）へ体制転換すること加速する。高齢者入居評価・判定制度を実行し、特別困窮扶養者の集中共同养老（訳注：対象者を1つの施設に集め共同生活、レクリエーションや学習、介護を行うこと）ニーズ及びその他経済的に困難な孤立者、独り身、要介護者、後期高齢者等の高齢者のサービスニーズを優先的に保障する。「公建民営」养老服务设施管理弁法を整備し、民間レベルでの単独資本、合資、協力、共同経営、資本参加、リース等の方式による公営养老服务设施改革への参加を奨励する。政府が投資・建設及び購入した养老服务设施、新設居住区（団地）において、規定に基づき付設し且つ民生部門に移転した养老服务设施、党・政府機関及び国有企業・事業所の研修・療養施設等を改築した养老服务设施は全て「公建民営」を実施することができる。

民間レベルでの养老服务设施の設立を支援する。养老服务市場の全面的開放、养老服务品質の向上に関する政策要求を徹底させ、养老服务業の「放・管・服」（訳注：権限の地方行政への譲渡、監督管理の適正化、

サービス水準向上の3つの方針) 改革の推進を加速する。民間資本及び民間レベルでの養老サービス施設の設定申請について、参入許可条件を更に緩和するとともに設立支援及びサービスに関する指導を強化する。民営養老施設に対する投融資、公租公課、土地・人材等に対する補助政策を確実に遂行する。フランチャイズ、政府によるサービス調達、政府と社会資本との協力等の方式による養老施設の開設を奨励する。養老施設の法・規則に基づく複数サービス拠点の設定を認可し、大規模化、チェーン化及びブランド化運営を実現する。企業の工場建物、商業施設及び分譲住宅等の、養老サービスへの使用を奨励する。

養老施設のサービス品質を全面的に向上させる。全国的に統一されたサービス品質基準及び評価体系の確立を加速し、安全、サービス、管理及び施設等に関する基準を整備し、養老施設サービス品質の監督管理を強化する。養老施設の分類管理及び養老サービス評価・判定制度を確立・整備し、第三者機関による評価・判定を導入し、評価・判定結果を報告し且つ社会に開示する。養老サービス業種の自律及び信用体系の建設を強化する。養老施設責任保険の発展、養老施設のリスク防止能力の向上を支援する。

第三節 農村養老サービスの強化

農村の特別困窮者扶養サービス施設の設備及びサービス品質の基準達成を後押しし、農村の特別困窮者集中共同養老ニーズを満たす前提の下で、低収入、高齢、独居、身体障害、要介護の農村高齢者に養老サービスを提供する。隣近所による互助、親類・友人による互助、ボランティアサービス等の形式及び「農村幸福院」（訳注：農村で総合的なデイサービスを提供する公益性施設）、「養老大院」（訳注：農村の空き家、遊休状態の建物を利用した総合的なデイサービスを提供する互助的な公益性施設）等の方式により、農村互助養老サービスを強力に発展させる。農村の基層党組織、村民委員会、老年（高齢者）協会等が自らの役割を果たし、高齢者にサービスを提供する社会組織を積極的に育成し、農村社区総合サービスセンター（ステーション）、総合的文化サービスセンター、村衛生室（訳注：各行政村に一カ所設置された診療所）、「農家書屋」（訳注：農村で農民に図書・視聴覚資料の貸出サービスを提供する公益性施設）、「全民健身」（訳注：スポーツ・フォー・オール。全国民的なスポーツ活動）等の施設を軸に、留守、独り身、独居、貧困、身体障害等の高齢者に豊富多彩な思いやりケアサービスを提供する。

第五章 健康サポート体系の整備

第一節 医療と介護の結合の推進

医療と介護の結合メカニズムを整備する。医療と介護の結合の優待補助施策を統一的に計画して遂行し、医療と介護の結合のパイロット事業を綿密に展開し、医療衛生機関と養老施設の協力メカニズムを確立・整備する。養老施設内に医療機関を設置、協力病院との間に双方向の転院「绿色通道」（専用ルート）を設け、高齢者に治療期間中の入院、リハビリテーション期間中の介護、安定期の生活ケア及びターミナルケアが一体化したサービスを提供する。中国医薬と養老サービスを結合させた一連のサービス商品の開発を強力に進め、民間レベルでの中国医薬による健康養老を軸とした介護院及び療養院の開設を奨励し、中国医薬の特色を有する医療と介護の結

合モデル基地群を建設する。

養老施設による医療サービスの展開を支援する。養老施設が規則に基づいてハビリテーション病院、介護院、ターミナルケア機関、医務室及び介護ステーション等を開設することを支援する。執業医師（訳注：中国の医師のランクの一つで、一般開業医及び正規勤務医に近い）の養老施設が設置した医療機関での多点執業（訳注：執業医師が許可を得て複数の医療機関で勤務すること）を奨励し、関連する専門的特性を有する医師及び専門家が養老施設で疾病予防、栄養指導、中国医学に基づく養生等の非診療性健康サービスを展開する。養老施設が設置する医療機関については、条件を満たす場合、規定に基づき基本医療保険定点範囲に組み入れる。

第二節 高齢者の健康促進及び疾病予防の強化

高齢者の健康教育を展開し、健康な高齢化の理念と医療保健知識の社区及び家庭への宣伝・普及を促進し、高齢者自身の保健意識及び能力を高める。高齢者の健康的な生活スタイル及びフィットネス活動の指導を強化し、高齢者のヘルスリテラシー水準を10%にまで引き上げる。基層医療衛生機関は管轄区域内の満65歳以上の全高齢者について健康ファイルを作成し、健康管理サービスを展開する。高齢者の心臓・脳・血管の疾病、糖尿病、悪性腫瘍、呼吸器系疾病及び口腔疾病等、高齢者に多い疾病及び慢性疾患についての健康指導及び総合的関与を強化する。高齢者が合理的に医薬品を使用するよう指導し、不合理な医薬品使用による被害を減少させる。高齢疾患の予防・治療に適した技術を研究・普及させ、健康リスク要素を速やかに発見し、高齢疾患の早期発見・早期診断・早期治療を促進する。高齢者を対象に中国医薬健康管理サービスプロジェクトを展開する。高齢者の深刻な精神障害患者の社区レベルでの管理及びリハビリテーションサービスを強化する。

第三節 高齢者医療及びリハビリテーション・介護サービス

高齢者のリハビリテーション病院、介護院、ターミナルケア機関及び総合病院における高齢疾患科の設置を強化する。条件を満たす地区では一部の公立病院をリハビリテーション・介護等の機関に転換することができる。基層医療衛生機関におけるリハビリテーション・介護ベッドの割合を引き上げ、ホームドクター契約サービスを積極的に展開し、高齢者に対し継続的な健康管理及び医療サービスを提供する。2020年までに、二級以上の総合病院の35%以上において高齢疾患科を設置する。高齢者医療サービス優待政策を遂行し、高齢者のなかでも特に後期高齢者、重病、身体障害、要介護の高齢者の受診が便利になるサービスを提供する。各級の医療衛生機関及び医務業務ボランティアによる高齢者を対象とした無料診察を奨励する。リハビリテーション医師、リハビリテーション治療師及びリハビリテーション補助器具の配備並びに人材育成を強化し、半身不随者の肢体総合的トレーニング、認知・知覚機能のリハビリテーショントレーニング等の高齢者リハビリテーション・介護サービスを強化する。

第四節 高齢者のスポーツ・フィットネスの強化

「全民健身」計画の徹底遂行と連動させて、公園、広場及び緑地等の公共施設並びに旧工場建物、倉庫及び古い商業施設等、都市の中で遊休状態にある場所を中心として、高齢者のスポーツ・フィットネスに適合した場所・

施設を建設し、高齢者のリハビリテーション・フィットネス・スポーツ活動を広く展開する。郷・鎮（街道）総合文化ステーションによるスポーツ・フィットネス場の建設を支援し、高齢者に適した設備と器材を配備する。公共及び民営の運動施設を高齢者に無料又は優待料金で開放することを支援する。高齢者のスポーツ・フィットネスの形式及び種目の研究を強化し、運動レベル・タイプごとに高齢者スポーツ種目の発展を導く。全国高齢者スポーツ・フィットネス大会の開催を継続する。高齢者スポーツ組織の発展を奨励し、2020年までに街道と郷・鎮の90%において高齢者基層スポーツ組織を設立し、都市部・農村部の全社区において高齢者フィットネス活動拠点及びスポーツ団体を設立する。

第六章 高齢者消費市場の繁栄

第一節 養老サービス業態の充実

養老サービス企業の発展を強力に推進し、フランチャイズ経営及び企業グループの発展を奨励し、ブランド戦略を実施して、それぞれが特色を持ち、規範的管理が行われる、基準を満たすサービスを提供するリーディングカンパニーを複数育成し、産業チェーンが長く、カバー領域が広く、経済・社会的な効果・利益を確実に上げることができる養老サービス産業クラスターの形成を加速する。養老サービス産業と健康、養生、旅行、文化、フィットネス及びレジャー等の産業との融合的発展を支援し、養老サービス産業において数多くの新たなモデル・業態が生まれるようにする。金融、不動産及びインターネット等の企業の養老サービス産業への参入を奨励する。情報技術を利用して健康・養老サービスの品質及び効率を引き上げる。

第二節 高齢者向け用品市場の繁栄

高齢者向け用品の供給を増加させる。関連業種・企業が健康促進、健康モニタリング用ウェアラブル機器、慢性疾患の治療、リハビリテーション・介護、補助器具及びスマート看護、救急、通信サービス、電子商取引、旅行・レジャー等の重点分野を中心に高齢者の使用に適した製品、技術の研究開発及び応用を推進するよう導く。高齢者向け用品製造業のイノベーション・発展を支援し、新手法・新素材・新技術を採用して製品の高度化・世代交代を促進する。高齢者に適した食品、薬品及び衣類等の供給をより豊かにするため、高齢者向け用品のテスト及び品質管理を強化し、高齢者向け用品の展示、体験場所の開設を奨励するとともに、高齢者向け用品リース市場を発展させ、シルバー産業博覧会の成功を支援する。

高齢者向け用品の科学技術的要素を高める。高齢者向け用品産業の基盤技術の研究開発とイノベーションを強化する。高齢者向け用品産業分野における「大衆創業、万衆創新」（訳注：大衆の起業・万民のイノベーション）を支援する。条件を満たす高齢者向け用品企業が率先して各種科学技術計画（特定プロジェクト、基金等）の実施を請け負うことを支援する。技術集約型企业、科学技術研究機関、大学及び高齢化関連の科学研究機関が高齢者に適した科学技術の研究開発、その成果の産業化及び応用を強化することを支援する。関連課税優待政策を遂行し、高齢者向け用品産業分野での科学技術のイノベーション及び応用プロジェクトを支援する。

第七章 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

第一節 設備のバリアフリー建設及び改造の後押し

バリアフリー環境建設の関連法規を厳格に執行し、高齢者関連プロジェクト建設の基準・規範体系を整備し、計画、設計、施工、監理、検収、運営、メンテナンス及び管理等の各プロセスにおいて関連基準の実施及びその監督を強化する。高齢者自身による安全な道路通行、建築物への出入り、公共交通機関の利用、情報の交換、社区サービスの利用と密接に関係する公共施設をバリアフリーに設計、改修する。居住区の公共施設のバリアフリー改修を強化し、坂道、階段、エレベーター及び手すり等の公共建築物の結節点を重点的にバリアフリー化する。市場を主体としたバリアフリー施設の建設及び改修の政策措置の模索を奨励する。

第二節 安全・グリーン・便利な生活環境の造成

古い居住区（団地）の改造、バラック地区の改造、農村危険家屋の改修等の工事においては、住宅救助条件に適合する高齢者の基本的な住宅安全ニーズを満たすことを優先する。養老サービス施設の安全性の潜在的リスクの一斉検査及び監督管理を強化する。養老サービス施設の省エネルギー・住みやすい住環境への改造を強化し、各種養老施設及び都市部・農村部における社区の養老サービス施設を「グリーン建築行動」（訳注：環境に配慮した設計の建築物を普及させる活動）の重点補助範囲に組み入れる。高齢者がグリーン社区、伝統的村落、美しく住みやすい村及びエコロジー文明の建設成果を共に築き共に分かち合うことを後押しする。街道及び社区の「高齢者生活圏」附属施設の建設を引き続き推進し、高齢者にワンストップ式の利便性あるサービスを提供する。

コラム 4 高齢者が住みやすい環境づくりモデル行動

高齢者が住みやすい環境づくり評価基準体系を整備し、「高齢者友好型都市」及び「高齢者が住みやすい社区」づくりモデル行動を展開し、全国バリアフリー都市建設創建事業を引き続き展開する。2020年までに、都市部にある社区の60%以上において高齢者が住みやすい社区の基本的条件を達成し、農村の40%以上において高齢者が住みやすい社区の基本的条件を備えさせ、高齢者の大部分の基本的公共サービスニーズを社区で満たすことができるようにする。

第三節 敬老・養老・高齢者支援の社会的気風の醸成

敬老・養老・助老（高齢者支援）を社会道徳、職業道徳、家庭の美德及び個人の品徳の形成に組み入れ、文明都市、文明村・鎮、文明団体、文明キャンパス及び文明家庭の選考項目に組み入れる。春節、清明節、中秋節及び重陽節等の伝統的祭日を利用し、新しい発想と大きな影響力を以て様々な形式で実施する宣伝・教育活動を展開し、敬老・養老・高齢者支援の教育が学校、家庭、政府機関及び社区に浸透するのを後押しする。敬老月（訳注：全国老齡工作委员会が伝統的な祝日である9月9日の重陽節を下敷きに、敬老を推進するために2010年に定めたもの）及び全国敬老・愛老・助老コンクール・表彰活動を引き続き展開する。非現地戸籍の定住高齢者と現地戸籍の高齢者が同等の優遇措置を受けられるようにする。2020年までに高齢者優待制度を普遍的に確立、整備する。

第八章 高齢者の精神・文化生活の充実

第一節 高齢者教育の発展

高齢者教育発展計画を遂行し、高齢者教育のリソース供給を拡大し、高齢者教育発展ルートを広げる。高齢者教育支援サービスの強化、高齢者教育発展メカニズムのイノベーション、高齢者教育の持続可能な発展を促進する。都市部・農村部にある社区における高齢者教育を優先的に発展させ、各級・各種学校での高齢者教育の展開を促進し、部門、業界・企業、大学等の高等教育機関が主催する高齢者大学がより社会一般に向かって開かれるよう努め、各種民間レベルでの高齢者教育の主催・関与を支援、奨励する。社会主義核心価値観の育成、高齢者教育機関の基礎能力の引上げ、学習リソースの統合、高齢者通信教育の推進等の計画を実施する。2020年までに広範囲をカバーし、柔軟且つ多様で鮮明な特色を持った、規範的で秩序ある高齢者教育の新たな枠組みを基本的に形成する。全国の県級以上の都市は少なくとも高齢者大学一校を設置していなければならない。

コラム5 高齢者教育機関基礎能力向上計画

既存の高齢者大学（学校）の運営条件を改善する。現地でモデルとしての役割を果たす郷・鎮（街道）高齢者学習場所を複数建設する。基層社区の高齢者教育機関の施設・設備を改善し、村、社区の高齢者学習拠点を確実に建設する。「養老、医療、スポーツ、文化」等の場所と高齢者の学習場所とを結合する。養老と教育の結合のパイロット事業を展開する。時代を反映した特色、科学的な内容及び文化的品位を備え、社会のニーズに沿った高齢者教育教材シリーズを編集、出版する。

第二節 高齢者文化の繁栄

都市部・農村部をカバーする公共文化施設のネットワークを整備し、基層公共文化施設内に高齢者に適した文化・娯楽活動場所を開設し、高齢者に適した特色ある文化サービスプロジェクトを増やす。公共文化サービス施設を高齢者を対象に無料又は優待料金で開放することを後押しし、高齢者の文化活動の展開に便宜を図る。文化情報リソースの共有、農村での映画上映、農家書屋等の重要な文化惠民プロジェクトにより高齢者向けサービスのコンテンツ及びリソースを増やす。大衆的な高齢者文化活動を幅広く展開し、高齢者文化活動のブランドを育成する。高齢者が好む書籍・新聞・雑誌及び映画・ドラマ、演劇・ラジオドラマ等の文芸作品の創作・発行を奨励する。Weibo、WeChat、携帯電話等の新しいメディアを使って配信する高齢者向けの優れた文化作品の制作を奨励する。電子図書館の建設を強化し、高齢者に向けたデジタルリソースサービスを開発する。専門家とアマチュア愛好者が一緒になった高齢者文化集団の建設を強化する。

第三節 高齢者の精神的思いやりケアの強化

高齢者の精神的思いやりケア、心理セラピー（訳注：原文「心理疏導」）、危機介入サービスネットワークを整備し、家族の高齢者に対する感情的配慮及び心理的コミュニケーションの強化を促す。専門的な精神衛生機関及びソーシャルワークサービス機関、専門の心理学ワーカー及びソーシャルワーカー中心に、高齢者メンタルヘルスサービスパイロット事業を展開し、高齢者に心理的配慮及び精神的思いやりケアを提供する。企業・事業所、

社会組織及びボランティア等の民間レベルでの多様な形式の高齢者思いやりケア活動の展開を支援する。都市部・農村部にある社区での高齢者の精神的思いやりケア活動の場の提供、取組みに必要な条件等の支援を奨励する。

第九章 高齢者の社会参加の拡大

第一節 肯定的な老齡観の育成

高齢者が生涯発達理念を樹立するよう導き、自尊・自愛・自信・自強の精神状態を一貫して保ち、高齢生活に肯定的に向き合い、社会発展に参加してプラスのエネルギーを発揮し、新たな貢献を成し遂げられるようにする。高齢者の社会発展への参加を、社会全体が適切に認識し、肯定的に受け入れ、力強く支持するよう導く。

第二節 高齢者人的資源の開発の強化

シルバー人材の開発・利用を各級の人材集団建設総合計画に組み入れ、各地でのシルバー人材開発利用特定プロジェクト計画の策定を奨励する。特定技術分野の人材の定年延長を奨励する。各関係方面でのシルバー人材情報データベースの設立を奨励し、データベース間の相互接続・リソース共有を実現する。シルバー人材の自主的起業を支援し、本人に確固たる意思があり且つ身体の様子が許す場合、貧困高齢者及びその他高齢者のオン・ザ・ジョブ・トレーニング又は農業実用技術研修の受講、労働を通じた貧困脱出又は富裕化を助ける。雇用者と被雇用者である高齢者が法に基づいて書面で以て労働契約を締結することを後押しする。高齢者の生産労働過程における合法的収入、安全及び健康の權益を法に基づき保障する。「高齢者の生きがい」に著しく貢献している高齢者及び「高齢者の生きがい」事業で際立った貢献を果たしている団体・個人を規定に基づき表彰する、又は報奨を与えることができる。

第三節 高齢者ボランティアサービスの発展

高齢者の基層における民主監督、社会治安、公益慈善、風紀、民事調停、文教・衛生及び「全民健身」等の取組みへの参加を支援する。高齢者の品行方正さが教育、援助、手本としての役割を果たすよう、老共産黨員、老専門家、老軍人、老労働模範及び老幹部による「関心教育下一代」（訳注：次世代の教育について指導する活動）活動の展開を支援する。「銀齡行動」（訳注：先進地域の高齢者ボランティアによる発展が遅れた地区への援助活動）を綿密に展開し、医療衛生、文化教育、農業科学技術等の分野の老専門家・老知識人が東部による西部援助、発展地域による立ち遅れた地域援助等のボランティアサービスに参加するよう呼びかける。ボランティアサービス記録制度を推進し、高齢者のボランティアサービスへの参加を奨励し、2020年までに高齢者ボランティアの登録者数が高齢者総人口の12%を達成するよう努める。

第四節 基層高齢者社会組織の規範的發展への誘導

發展への補助と規範的管理の両立を堅持し、高齢者社会組織の育成・補助及び登記管理を強化する。政府によるサービス調達等の措置を取り、公益性、互助性及びサービス性基層高齢者社会組織への支援を拡大する。高齢者社会組織の能力育成及び規範化の強化を引き続き後押しし、専門的素養、サービス能力及び社会的信用を高め、

高齢者の社会組織を通じた自己管理、自己教育、自己サービスを実現する。高齢者社会組織による政府関連人材の育成、プロジェクト開発、課題研究、コンサルティングサービス等の活動への参加又は請負を支援する。

コラム 6 基層高齢者協会の規範化

多数のルートによる資金調達により基層高齢者協会の建設を支援し、基層高齢者協会が活動する施設及び条件を改善し、基層高齢者協会の中心的人材の研修及び活動指導を強化し、基層高齢者協会の能力育成において専門家が中心的役割を果たすようにする。基層高齢者協会の党組織建設の取組みを積極的に推進し、基層高齢者協会の現地での発展、高齢者にかかわる紛争の調停、互助サービスの展開、高齢者の精神・文化生活の活発化等の面での積極的な役割を果たせるよう、効果的な方法及び手段を模索する。都市部・農村部にある社区の基層高齢者協会のカバー率 90%以上を達成する。

第十章 高齢者の合法的權益の保障

第一節 高齢・老齡事業の法規・政策体系

高齢者の權益保障に関する法規を整備し、高齢者の意見・提案を積極的に聴き取り、高齢者の後見制度の確立を検討し、高齢者の社会サービス、社会的優待、社会参加等の制度の構築を加速する。高齢者優待への財政予算投入、サービスの評価、検査・監督、報奨・表彰等の政策を整備する。

第二節 高齢者權益保障メカニズムの完備

高齢者權益保障を徹底する法規を複数の部門が連合して執行し、その状況を検査、総合的に評価・判定する制度を整える。基層の党組織、基層の大衆自治組織、高齢者社会組織がその役割を十分に果たし、高齢者の合法的權益を保護する社会的監督、矛盾・紛争の綿密な調査・調停、複数部門による緊急対応、合同捜査・処分、総合的管理等を行う体制を整備する。高齢者の「来信来訪」（訳注：中国独特の陳情制度。一般に「信訪」と略称される。国家機関への文書の提出又は直接訪問により、陳情又は苦情の申立てを行う制度）業務を確実に行う。高齢者法律・權利保護ホットラインを開設し、高齢者を対象とした法律サービス及び援助を強化し、高齢者層の特徴に絞ってその特殊なニーズに適応した特別な法律サービス活動を展開する。高齢者を対象とした法律援助の範囲を拡大し、基層サービスネットワークを開拓し、法律援助事業拠点の都市部社区及び農村への伸張を推進し、高齢者が速やかに最寄りの場所で法律援助を受けられるようにする。農村部及び貧困者、後期高齢者、空巢老人、要介護者等の特殊困難高齢者層の法律サービス、法律援助及び司法救済を重点的且つ確実に行う。

第三節 法律普及のための周知・教育への注力の拡大

国家「第 7 次五カ年計画」法律普及計画の要求を遂行し、高齢者權益保障の法規普及のための周知・教育を強化し、「法律六進」（訳注：法律を政府機関、農村、社区、学校、企業及び団体に普及させる）活動と緊密に連動させて、法律普及のための周知・教育の規範化・常態化を後押しし、社会全体で高齢者の合法的權益保障という法治概念を強化する。高齢者に適した法治周知活動をより多く展開し、高齢者が法律を学習・理解・利用するのを助け、遵法意識及び法律に基づく權利保護の意識を向上させる。

第十一章 業務基盤の強化及び計画実施の保障

第一節 業務基盤の強化

情報化を推進する。「ビッグデータ発展促進行動綱要」を遂行し、データの安全を適切に保障することを前提に、各関係部門による高齢者に関連する人口、保障、サービス及び信用財産等の基本情報の分類別・等級別の連携・共有を後押しし、「情報の孤島」化を解消する。これを基礎として、全国的な相互接続、上級・下級が一貫して利用する高齢化問題業務情報化プラットフォームの構築を後押しし、高齢者に関するデータ、情報の収集・統合及びデータマイニング運用を強化し、ビッグデータに基づく信頼できる統計分析意思決定メカニズムを確立する。各地の高齢者向けサービス総合情報プラットフォームの導入は、都市部社区では全域をカバーし、農村地区ではカバー範囲の拡大を目指して積極的に推進し、情報惠民（訳注：情報による住民への奉仕）サービスへの高齢者の取入れ、データリソースの社会への開放を推進し、高齢者の民生改善及び「大衆創業、万衆創新」に対するより良いサービスを提供する。

投入の仕組みを整備する。各級政府は経済・社会の発展状況及び高齢者人口の増加状況に基づき、安定した高齢・老齡事業の経費投入保障の仕組みを確立する。民生部の当該レベルでの宝くじ公益金及び地方各級政府の社会福祉事業に用いる宝くじ公益金は、50%以上を養老サービス業への支援に用いるとともに、高齢者人口の増加に伴い投入割合を段階的に引き上げていかなければならない。奨励政策を整備、遂行し、各種社会資本の高齢者への投入を誘導するため社会各界の高齢者事業への慈善・寄付を呼びかけ、財政資金、社会資本及び慈善基金等が多元的に結合した経費投入の仕組みを形成する。

人材プールを充実させる。高齢者関連の専門教育体系の構築を推進し、高齢者医学、リハビリテーション、介護、栄養、心理及びソーシャルワーク、経営管理、リハビリテーション補助器具配置等の人材を養成する。品位・人徳、能力及び業績を指針とする職業評価及び技能等級評価制度を確立し、養老サービス専門家のキャリアアップの余地を広げる。各地における養老サービス従事者の給与待遇の保障及び引上げを後押しする。

コラム7 人材養成プロジェクト

養老サービス、医療と介護の結合、科学技術による高齢者支援等の重点分野において、毎年ハイレベル人材を養成し、条件に適合する者は人材導入政策を受け、周囲に範を示して養老サービス業の発展を牽引していく。全国の各種の養老サービス機関において、優秀な介護者を養成、選抜し、居住・定住、住居保障、子女の就学等の面で政策による援助を与える。

養老介護者の養成・研修計画を実施し、「第13次五カ年計画」期において全国の養老施設の介護者全てが少なくとも一回専門研修を受けられるよう努力する。

各級の高齢化問題業務機関の人員を対象に、高齢化政策及びその関連知識の研修を実施する。

基層業務を強化する。高齢化問題業務メカニズムをより一層強化し、都市部・農村部の社区の高齢化問題への取組みを着実に把握する者がいること、高齢者の事情を管理する者がいること、高齢者の困りごとを助ける者が

いることを保証する。基層での高齢化問題への取組みの先進的モデルケースへのインセンティブメカニズムを確立する。革命参加者及び一般の定年退職者の管理サービスの社会化を引き続き推進し、高齢者の元の職場、居住社区、高齢者社会組織及び基層党組織による共同把握・共同管理による取組みメカニズムを確立・整備する。革命参加定年退職幹部及び一般定年退職幹部の基層サービス型党組織を創設する上での良い経験・方法を総括し、高齢者社会組織における党組織建設の取組みの新たな手段、新たな方法を積極的に探究する。労働組合、中国共産主義青年団、中華全国婦女連合会、中国残疾人連合会等の大衆団体組織による高齢者管理サービス参加の常態化メカニズム及び制度化への道を模索する。

科学的研究及び調査・統計を強化する。中央財政科学技術計画（特定プロジェクト、基金等）管理改革を深化させるための全体構想に従い、最適化統合後の国家科学技術計画（特定プロジェクト、基金等）、社会科学基金等により高齢者事業分野の科学技術イノベーション、基礎理論研究及び政策・応用研究を支援する。高齢科学学科体系を整備し、高齢科学人材の養成を加速する。大学、研究機関、企業及び地方において、一連の高齢科学理論研究基地、シルバー産業実践研究基地、高齢化政策創成パイロット事業基地を設立する。ハイレベルな高齢化問題シンクタンクを組織し、重要な意思決定における専門家による諮問制度を完備する。国家による人口高齢化への中長期的対応戦略の研究を強化する。高齢者事業の統計指標体系を整備し、高齢者事業公報の定期発表制度を確立する。都市部・農村部の高齢者の生活状況サンプリング調査の制度化、常態化及び規範化を後押しする。

宣伝及び国際協力を強化する。世論を常に正しい方向に導き、各種メディアは自らの役割を十分に果たし、人口高齢化という国情、高齢化に関する政策・法規、高齢者事業発展についての重要なテーマ及び高齢化への取組みでの模範となる人物、事績、経験等の宣伝・報道への注力を拡大し、世論に対する判断・誘導能力を高め、高齢化問題への社会的関心、高齢者事業への関心、高齢化問題への取組み支援という良好な社会的気運を作り上げる。対外宣伝を強化し、国際社会に向けて高齢者事業発展の中国モデルを適切な時期に宣伝し、国際的な高齢化問題分野における中国の影響力をより一層高める。世界的及び地域的な高齢化問題対応に積極的に参加し、国際連合の関係機関、高齢化問題に関わる国際組織及び関係国との交流と協力を強化する。人口高齢化に関する国際会議の準備・開催を検討する。中国高齢者事業発展と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（訳注：2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。貧困の撲滅、持続可能な世界の実現を目指す）に関する目標実現を有機的にマッチングさせるよう後押しする。

第二節 計画実施の保障の強化

組織的指導を強化する。党の高齢化問題への取組みに対する統一的指導を堅持し、各級党委員会による全局面の把握、各方面と協調した指導における中心的役割を果たし、計画の実施を確実に保障する。計画遂行主体としての各級政府の責任を強化し、本計画の主要任務指標を現地の経済・社会の発展計画に組み入れ、「為民弁実事」プロジェクト（訳注：住民のために、口先だけではなく、具体的な措置を実際に行うことを目指したプロジェクト）に組み入れ、政府活動の議事日程及び目標の責任査定の内容に組み入れる。高齢化問題への取組みの体制・

メカニズムを整備し、計画実施を推進するための相乗効果を発揮する。専門家によるシステム建設支援、複数の学科・分野の専門家が参加した専門家顧問制度を確立し、計画の実施に技術的諮問、評価・判定及び指導を提供する。

督促検査を強化する。全国高齢工作委員会弁公室、民政部及び国家発展改革委員会が関連部門と共同で、各地に対する指導・督促を強化し、取組みの進捗を速やかに検査し国務院に報告する。社会的監督プラットフォームを構築し、第三者による評価・判定メカニズムを整え、計画の執行状況を随時評価・判定し、その結果を公表する。県級以上の地方政府は、現地の実情を鑑みて本計画の実施プランを策定し、関連指標を細分化して、責任・業務・経費が行き届き、確実に成果が上がるようにする。各地での積極的な模索、大胆なイノベーション及び計画のクリエイティブな実施を奨励する。